



鳥取県公報

平成15年3月28日(金)
第7470号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	口頭による開示請求ができる個人情報の一部改正 (192) (県民室)	1
	全国自治宝くじ事務協議会規約の変更 (193) (財政課)	3
	町等の区域の変更等 (194) (市町村振興課)	4
	結核予防法による医療機関の指定 (195) (健康対策課)	7
	結核予防法による医療機関の指定の辞退 (196) (")	7
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (197) (県民活動推進課)	7
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2件) (198・199) (経済交流課)	8
	ブルセラ病検査等の実施 (200) (畜産課)	10
	県営土地改良事業計画の変更 (201) (耕地課)	12
	土地改良法による換地処分 (3件) (202~204) (")	13
	国土調査の成果の認証 (205) (")	13
	土地区画整理法による換地処分 (206) (都市計画課)	14
	都市公園の供用の開始 (207) (")	14
	都市計画法第66条による告示 (2件) (208・209) (")	15
	教委告示	教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定 (6) (総務福利課)
口頭による開示請求を行うことができる個人情報の廃止 (7) (")		16
鳥取県指定保護文化財の指定の解除 (8) (文化課)		16
鳥取県指定無形民俗文化財の指定 (9) (")		16
鳥取県指定天然記念物の指定の解除 (10) (")		16
公 告	警備員指導教育責任者講習の実施 (警察本部生活安全企画課)	17

告 示

鳥取県告示第192号

平成11年鳥取県告示第642号(口頭による開示請求ができる個人情報について)の一部を次のように改正し、平成15年4月1日から施行する。

平成15年鳥取県告示第117号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)及び平成15年鳥取県告示第155号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報について)は、平成15年3月31日限り廃止する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる個人情報を選定したため、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）第10条の規定により次のとおり告示する。				鳥取県個人情報保護条例（平成11年3月鳥取県条例第3号）第19条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求ができる個人情報を定めたため、鳥取県個人情報保護条例施行規則（平成11年9月鳥取県規則第63号）第10条の規定により次のとおり告示する。			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求ができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求ができる期間	開示請求ができる場所
略				略			
職員選考採用試験	略 第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位	〃	総務部職員課	職員選考採用試験	略 第1次試験の合計得点と第2次試験の合計得点との総合合計得点及び最終順位	〃	総務部職員課
鳥取県臨時的任用職員採用試験	試験の合否、総合得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	合格発表日から1月間	〃				
保育士試験	科目別得点及び総合得点	〃	福祉保健部子ども家庭課	保育士試験	科目別得点及び総合得点	合格発表日から1月間	福祉保健部子ども家庭課
略				略			
ふく処理師試験及びふく調理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	生活環境部食の安全推進課	ふく処理師試験及びふく調理師試験	科目別得点及び総合得点	〃	〃
鳥取県男女共同参画センター非常勤職員採用試験	試験種目ごとの得点、合計得点及び順位	〃	鳥取県男女共同参画センター				

略			
職業訓練指導員試験	"	"	"
高等技術専門校入校選考試験のうち鳥取県立倉吉高等技術専門校に係るもの	科目別得点、総合得点及び順位	"	鳥取県立倉吉高等技術専門校
高等技術専門校入校選考試験のうち鳥取県立米子高等技術専門校に係るもの	"	"	鳥取県立米子高等技術専門校
改良普及員資格試験	"	"	農林水産部農政課
略			
家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験	"	"	"
家畜体外受精卵移植に関する講習会の修業試験	"	"	"
林業改良指導員資格試験	科目別得点及び総合得点	"	農林水産部林政課
略			

略			
職業訓練指導員試験	"	"	"
改良普及員資格試験	"	"	農林水産部農政課
略			
家畜体内受精卵移植に関する講習会の修業試験	"	"	"
林業改良指導員資格試験	科目別得点及び総合得点	"	農林水産部林政課
略			

鳥取県告示第193号

さいたま市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により、その例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年 3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

- 1 全国自治宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項
 - (1) 加入地方公共団体の名称

さいたま市

(2) 加入年月日

平成15年4月1日

2 全国自治宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「千葉市」の次に「、さいたま市」を加える。

附 則

この規約は、平成15年4月1日から施行する。

鳥取県告示第194号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、境港市長から町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項後段の規定による米子境港都市計画事業深田川土地区画整理事業の換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

区域を変更する町及び字の名称	同左の区域（平成12年6月1日現在の地番による。）
上道町	<p>上道町字尻田向1313の1、1316、1318、1319の1、1321から1326まで、1327の1から1327の4まで、1328の1から1328の4まで、1329の1、1329の2、1330の1、1330の5から1330の7まで、1331の1から1331の26まで、1332の4から1332の7まで、1333、1334、1334の6、1335、1335の6、1336及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上道町字荒山1333の2</p> <p>上道町字上横土手1342の1から1342の4まで、1344の1から1344の3まで、1345の1、1345の2、1346の1から1346の3まで、1347の1から1347の3まで、1348の1から1348の3まで、1349の1から1349の7まで、1350の1、1350の2、1351の1から1351の4まで、1352の1、1352の2、1353の1、1353の2、1354の1、1354の2、1355の1、1355の2、1356、1357の1から1357の3まで、1358の1、1358の2、1359、1360の1、1360の2、1361の1から1361の4まで、1362の1から1362の3まで、1363、1364の1、1364の2、1365、1366の1から1366の4まで、1367、1368の1、1368の2、1369、1370の1から1370の6まで、1371の1、1371の2、1372の1、1372の2、1373の1、1373の2、1374、1375の1、1375の2、1376から1378まで、1379の1、1379の2、1380、1381、1382の1、1382の2、1383の1、1383の2、1384の1、1384の2、1385の1から1385の3まで、1386の1から1386の5まで及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上道町字鎧田1387の1から1387の3まで、1388の1から1388の3まで、1389の1から1389の3まで、1390の1から1390の3まで、1391の1から1391の3まで、1392の1から1392の3まで、1393の1から1393の6まで、1394の1から1394の3まで、1395の1から1395の3まで、1396から1401まで、1402の1、1402の2、1403、1404の1から1404の4まで、1405の1から</p>

1405の4まで、1406の1から1406の3まで、1408、1409、1409の1、1410から1420まで、1420の1、1421から1426まで、1427の1から1427の5まで、1428の1、1428の2、1429の1、1429の2、1430の1、1430の2、1431の1、1431の2、1432の1、1432の2、1432の3から1432の5までの一部、1433の1から1433の3までの一部、1434の1の一部、1434の2の一部及びこれらと一体をなす国有地

上道町字西横枕1437の1の一部、1437の2、1437の4、1439、1440、1440の2から1440の5まで、1442の1、1442の2、1443、1444の1、1444の2、1445の1から1445の4まで、1446、1447及びこれらと一体をなす国有地

上道町字横枕1448の1の一部、1449、1450の一部、1451の1から1451の3まで、1452の1の一部、1452の2、1453の一部、1454の2、1455の1の一部、1455の2の一部、1456の1の一部、1456の2、1456の3の一部、1457の2、1457の3の一部、1459の2、1459の3の一部、1460の2、1460の3の一部及びこれらと一体をなす国有地

上道町字横土手1461の1、1462から1465まで、1465の1、1466から1472まで、1473の1、1473の2、1474の2、1476の2、1476の3、1477の1の一部、1477の2、1478の一部、1479の一部及びこれらと一体をなす国有地

上道町字西荒山1480の1の一部、1480の3、1480の4、1481の1、1482の2、1482の3の一部、1483の1、1483の2、1484、1485、1486の1から1486の4まで、1487、1487の1、1488の1から1488の4まで、1489の1、1489の2、1490の1、1490の2、1491から1498まで及びこれらと一体をなす国有地

芝町字下横枕549の1の一部、549の2の一部、550及びこれらと一体をなす国有地

蓮池町122の1、123の1、124の1、125、126、127の1、127の2、128、129、129の1、130の2から130の4まで、138の2、140の2、141の1、141の2、142の1、142の2、143の2、144の2、144の3、146の一部、152の一部、157の1の一部、157の3の一部、158の1の一部、159の2の一部、160の一部、161、162、163の1、163の2、164の一部、169の一部、170の1、170の2及びこれらと一体をなす国有地

米川町146から149までの一部、151の一部、151の6の一部、152の2、190の一部、194の一部、195の一部及びこれらと一体をなす国有地

芝町

芝町字下横枕549の1の一部、549の2の一部、549の3から549の6まで、551の1、551の2、552の1、552の2、553の1から553の4まで、554の1、554の2、555から557まで、557の1、558の1、558の2、559の1から559の4まで、560の1から560の3まで、561の1、561の3、563、564の1、564の2、565の1から565の4まで、566、566の2、567、569の1、569の2、570の1、570の2、571の1、571の2、572、573の1、573の2、574の1、574の3、574の4、575から578まで、579の1の一部、579の2の一部、579の8の一部、579の9、579の10、580の1の一部、580の2の一部、581の一部及びこれらと一体をなす国有地

清水町字於曾池584の一部及びこれと一体をなす国有地

米川町123の4の一部、133の一部、135の1の一部、135の2の一部、1436の1の一部、136の3、138の2の一部、140の一部、141の1、141の2、142の1から142の4まで、143の1、143の2、144の1から144の3まで、145の1の一部、145の2の一部、146の一部、148の一部、154の一部、159の一部、160の一部、161の一部及びこれらと一体をなす国有地

清水町

清水町字於曾池582の1の一部、584の一部及びこれらと一体をなす国有地

蓮池町

蓮池町のうち122の1、123の1、124の1、125、126、127の1、127の2、128、129、129の1、130の2から130の4まで、138の2、140の2、141の1、141の2、142の1、142の2、143の2、144の2、144の3、146の一部、152の一部、157の1の一部、157の3の一部、158

	<p>の1の一部、159の2の一部、160の一部、161、162、163の1、163の2、164の一部、169の一部、170の1、170の2及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>上道町字横土手1477の1の一部、1478の一部、1479の一部</p> <p>上道町字西荒山1480の1の一部、1480の2、1481、1482の1、1482の3の一部</p>
米川町	<p>米川町のうち123の4の一部、133の一部、135の1の一部、135の2の一部、136の1の一部、136の3、138の2の一部、140の一部、141の1、141の2、142の1から142の4まで、143の1、143の2、144の1から144の3まで、145の1の一部、145の2の一部、146から149まで的一部分、151の一部、151の6の一部、152の2、154の一部、159の一部、160の一部、161の一部、190の一部、194の一部、195の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>清水町字於曾池582の1の一部、582の2及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>芝町字下横枕579の1の一部、179の2の一部、579の3から579の7まで、579の8の一部、579の11から579の20まで、580の1の一部、580の2の一部、581の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上道町字笠田1432の3から1432の5までの一部、1433の1から1433の3までの一部、1434の1の一部、1434の2の一部、1435、1435の1、1435の2、1436、1436の1及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上道町字西横枕1437の1の一部、1437の3及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>上道町字横枕1448の1の一部、1448の2、1448の3、1450の一部、1452の1の一部、1453の一部、1455の1の一部、1455の2の一部、1456の1の一部、1456の3の一部、1457の1、1457の3の一部、1458の1、1458の2、1459の1、1459の3の一部、1460の1、1460の3の一部、1460の5及びこれらと一体をなす国有地</p>
上道町字尻田向	<p>上道町字尻田向のうち1313の1、1316、1318、1319の1、1321から1326まで、1327の1から1327の4まで、1328の1から1328の4まで、1329の1、1329の2、1330の1、1330の5から1330の7まで、1331の1から1331の26まで、1332の4から1332の7まで、1333、1334、1334の6、1335、1335の6、1336及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
上道町字上横土手	<p>上道町字上横土手のうち1342の1から1342の4まで、1344の1から1344の3まで、1345の1、1345の2、1346の1から1346の3まで、1347の1から1347の3まで、1348の1から1348の3まで、1349の1から1349の7まで、1350の1、1350の2、1351の1から1351の4まで、1352の1、1352の2、1353の1、1353の2、1354の1、1354の2、1355の1、1355の2、1356、1357の1から1357の3まで、1358の1、1358の2、1359、1360の1、1360の2、1361の1から1361の4まで、1362の1から1362の3まで、1363、1364の1、1364の2、1365、1366の1から1366の4まで、1367、1368の1、1368の2、1369、1370の1から1370の6まで、1371の1、1371の2、1372の1、1372の2、1373の1、1373の2、1374、1375の1、1375の2、1376から1378まで、1379の1、1379の2、1380、1381、1382の1、1382の2、1383の1、1383の2、1384の1、1384の2、1385の1から1385の3まで、1386の1から1386の5まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
上道町字横枕	<p>上道町字横枕のうち1448の1から1448の3まで、1449、1450、1451の1から1451の3まで、1452の1、1452の2、1453、1454の2、1455の1、1455の2、1456の1から1456の3まで、1457の1から1457の3まで、1458の1、1458の2、1459の1から1459の3まで、1460の1から1460の3まで、1460の5及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
上道町字横土手	<p>上道町字横土手のうち1461の1、1462から1465まで、1465の1、1466から1472まで、1473の1、1473の2、1474の2、1476の2、1476の3、1477の1、1477の2、1478、1479及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

芝町字下横枕	芝町字下横枕のうち549の1から549の6まで、550、551の1、551の2、552の1、552の2、553の1から553の4まで、554の1、554の2、555から557まで、557の1、558の1、558の2、559の1から559の4まで、560の1から560の3まで、561の1、561の3、563、564の1、564の2、565の1から565の4まで、566、566の2、567、569の1、569の2、570の1、570の2、571の1、571の2、572、573の1、573の2、574の1、574の3、574の4、575から578まで、579の1から579の20まで、580の1、580の2、581及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
清水町字於曾池	清水町字於曾池のうち582の1、582の2、584及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称	上道町字荒山、上道町字鎧田、上道町字西横枕、上道町字西荒山
----------	-------------------------------

鳥取県告示第195号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	指定年月日
いわさわ医院	鳥取市若葉台南六丁目23 - 26	平成15年3月1日
おおもり歯科クリニック	鳥取市南隈	平成15年3月18日

鳥取県告示第196号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の6第2項において準用する同条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

名 称	所 在 地	辞退年月日
いわさわ医院	鳥取市若葉台南六丁目23 - 26	平成15年2月28日

鳥取県告示第197号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成15年5月11日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 平 井 伸 治

1 申請のあった年月日

平成15年3月11日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ネパールに学校を建てる会

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

中山 誠

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

鳥取市南栄町17 - 2

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、日本の小学生などに対して、ネパールに学校を建設するための事業を啓発するとともに、その事業を行う小学生などの活動を支援することにより、児童の健全育成と国際貢献を通して公益に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第198号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県副知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳥取ショッピングシティ

鳥取市天神町1ほか

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

イ 来客が駐車場を利用できる時間帯

変更前 午前8時30分～午後10時15分

変更後 午前8時30分～午後11時15分

3 変更年月日

平成15年3月21日

4 届出年月日

平成15年3月4日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、所在地

及び法人にあっては代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也 千葉市美浜区中瀬一丁目5 - 1

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

イオン株式会社 代表取締役 岡田 元也 千葉市美浜区中瀬一丁目5 - 1

北村 紀子 鳥取市新品治町29 - 2

ホテルニューオータニ鳥取ペーカリー株式会社 代表取締役 米原 正博 鳥取市吉成779

株式会社山中靴店 代表取締役 山中 徳正 鳥取市今町2 - 204

株式会社中井修 代表取締役 中井 晋 鳥取市栄町623

株式会社斧谷晴吉商店 代表取締役 斧谷 寅之亮 鳥取市栄町309

日ノ丸観光株式会社 代表取締役 米原 正博 鳥取市今町2 - 153

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

8,378m²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 729台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 136台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 面積 80.3m²

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 容量 55.82m³

(4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(ア) 出入口の数 4か所

(イ) 位置 6の書類に記載のとおり

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

6 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成15年3月28日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活

環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第199号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコ鳥取北ショッピングセンターイーストコート
鳥取市南隈115 - 1 ほか

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

変更後 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時～午後10時

変更後 午前8時30分～午後11時15分

3 変更年月日

平成15年3月21日

4 届出年月日

平成15年3月4日

5 縦覧に供する書類

変更事項届出書及びその添付書類

6 縦覧に供する期間

平成15年3月28日から4月間

7 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

鳥取市尚徳町116

鳥取市商工観光部商工課

8 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、6の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第200号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨ―ネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るも

のをいう。以下同じ。)、馬伝染性貧血検査、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査、腐蛆病検査及び鶏マイコプラズマ病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

1 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症(牛に係るものに限る。)、馬伝染性貧血、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)、腐蛆病及び鶏マイコプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) ブルセラ病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの(岩美郡福部村、八頭郡郡家町、若桜町若しくは佐治村、東伯郡泊村、関金町若しくは赤碕町、西伯郡名和町又は日野郡日南町若しくは江府町の区域において飼育しているものに限る。)

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの(アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。)

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成15年4月1日以降に放牧するもの

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの(倉吉市、岩美郡福部村、八頭郡郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村若しくは智頭町、気高郡気高町若しくは鹿野町、東伯郡羽合町、泊村、関金町、北条町若しくは赤碕町、西伯郡名和町若しくは中山町又は日野郡日南町、日野町若しくは江府町の区域において飼育しているものに限る。)

イ 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの。

ウ 搾乳の用に供する目的で飼育している雌牛で家畜市場に上場しようとするもの(アに掲げる区域以外の区域において飼育しているものに限る。)

エ アからウまでに掲げる牛以外の牛で、平成15年4月1日以降に放牧するもの

オ 平成15年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (2)に掲げる牛

イ ヨーネ病発生区域から搾乳の用又は繁殖の用に供する目的で導入された雌牛

ウ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

エ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満24月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) 馬伝染性貧血検査

馬

(6) ニューカッスル病検査

鶏

- (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏
- (8) 腐蛆病検査
みつばち
- (9) 鶏マイコプラズマ病検査
種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 実施の期日

平成15年4月1日から平成16年3月31日まで

5 検査の方法

- (1) ブルセラ病検査
ブルセラ急速凝集反応
- (2) 結核病検査
ツベルクリン検査皮内反応
- (3) ヨーネ病検査
酵素免疫測定法（エライザ法）又はヨーニン検査皮内反応
- (4) 牛海綿状脳症検査
酵素免疫測定法（エライザ法）
- (5) 馬伝染性貧血検査
寒天ゲル内沈降反応
- (6) ニューカッスル病検査
臨床検査及びHI抗体検査
- (7) 家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査
ひな白痢急速凝集反応
- (8) 腐蛆病検査
肉眼的検査及び細菌学的検査
- (9) 鶏マイコプラズマ病検査
臨床検査及び急速凝集反応

鳥取県告示第201号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営土地改良総合整備事業加勢蛇川地区客土、暗きょ排水及び土壌改良）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成15年3月28日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
東伯町役場

4 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第202号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区（楽仙第2工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第203号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区（逢坂第2工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第204号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区（末鎌第2工区）の換地処分を行ったので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により告示する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第205号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者
鳥取県副知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
鳥 取 市	平成12年度から 平成14年度まで	鳥取市（津ノ井、杉崎、生山及び広岡の各一部）の地	鳥取市津ノ井、杉崎、生山及び広岡の各一部	平成15年3月28日

		籍図及び地籍簿		
河 原 町	平成13年度から 平成14年度まで	河原町（大字山手の一部） の地籍図及び地籍簿	八頭郡河原町大字山手の一 部	平成15年3月28日
関 金 町	平成13年度から 平成14年度まで	関金町（大字松河原及び大 字泰久寺の各一部）の地籍 図及び地籍簿	東伯郡関金町大字松河原及 び大字泰久寺の各一部	”
赤 碕 町	平成11年度から 平成13年度まで	赤碕町（大字光の一部）の 地籍図及び地籍簿	東伯郡赤碕町大字光の一部	”
岸 本 町	平成5年度から 平成11年度まで	岸本町（丸山の一部）の地 籍図及び地籍簿	西伯郡岸本町丸山の一部	”
岸 本 町	平成8年度から 平成11年度まで	岸本町（須村、丸山及び久 古の各一部）の地籍図及び 地籍簿	西伯郡岸本町須村、丸山及 び久古の各一部	”
大 山 町	平成13年度から 平成14年度まで	大山町（長田の一部）の地 籍図及び地籍簿	西伯郡大山町長田の一部	”
日 南 町	平成12年度から 平成14年度まで	日南町（矢戸の一部）の地 籍図及び地籍簿	日野郡日南町矢戸の一部	”

鳥取県告示第206号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画事業深田川土地区画整理事業施行地区の宅地について換地処分をした旨の届出があったので、同条第4項後段の規定により告示する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第207号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2規定により告示する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

1 名称

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園

2 位置

東伯郡羽合町大字南谷及び東郷町大字長和田

3 区域

別添図面のとおり

4 供用開始の期日

平成15年4月1日

(「別紙図面」は、省略し、鳥取県県土整備部都市計画課において一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第208号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
羽合都市計画公園事業 9・7・1号東郷湖羽合臨海公園
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 変更なし

鳥取県告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更の認可の告示があったので、同法第66条の規定により、次のとおり告示する。

平成15年3月28日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県副知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画事業の種類及び名称
東郷都市計画公園事業 9・7・1号東郷湖羽合臨海公園
- 2 施行者の名称
鳥取県
- 3 事務所の所在地
鳥取市東町一丁目220
- 4 事業地
(1) 収用の部分 変更なし
(2) 使用の部分 変更なし

教 育 委 員 会 告 示

鳥取県教育委員会告示第6号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第19条第8項の規定に基づき、鳥取県教育委員会の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員として、鳥取県教育委員会事務局教育総務課教育企画室並びに東部教育事務所、中部教育事務所及び西部教育事務所の職員を指定し、平成15年4月1日から施行する。

平成14年鳥取県教育委員会告示第1号（教育行政に関する相談に関する事務を行う職員の指定について）は、平成15年3月31日限り廃止する。

平成15年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

鳥取県教育委員会告示第7号

次に掲げる告示は、平成15年3月31日限り廃止する。

平成15年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

平成12年鳥取県教育委員会告示第27号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）

平成14年鳥取県教育委員会告示第10号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）

鳥取県教育委員会告示第8号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定を解除するので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成15年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

建造物の部

名 称	員 数	所在の場所	所 有 者	所有者の住所
内藤家住宅	主屋1棟	日野郡日野町板井原109	内藤たか子	西伯郡西伯町大字阿賀826 - 2

鳥取県教育委員会告示第9号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成15年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

風俗慣習の部

名 称	所 在 地	保 護 団 体
聖神社の神幸行列	鳥取市行徳	聖神社神幸行列保存会

鳥取県教育委員会告示第10号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第31条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定を解除するので、同条第3項において準用する同条例第5条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成15年3月28日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

天然記念物の部

種別	名 称	員数	所 有 者	所 在 地
植物	下阿毘縁神社の大シダレザクラ	1株	下阿毘縁神社	日野郡日南町下阿毘縁下阿毘縁神社

公 告

警備業法（昭和47年法律第117号）第11条の3第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成15年3月28日

鳥取県公安委員会委員長 倉 都 祥 行

1 実施日時

- （1）平成15年5月19日（月）から同月26日（月）まで
- （2）時間 午前9時から午後4時50分まで

2 実施場所

鳥取市吉方温泉二丁目501 鳥取保養所いなば荘

3 受講定員

30名

4 講習事項

- （1）警備業務実施の基本原則に関すること。
- （2）警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。
- （3）警備業務に係る基本的な知識及び技能に関すること。
- （4）警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関すること。
- （5）その他警備員指導教育責任者として必要な指導及び教育に関すること。

5 受講対象者

次のいずれかに該当する者であること。

- （1）最近5年間に警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- （2）警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「検定規則」という。）第1条第1項に規定する検定で1級のものに合格した者
- （3）検定規則第1条第1項に規定する検定で2級のものに合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上警備業務に従事している者

6 受講申込書の受付期間

平成15年4月21日（月）から同月30日（水）まで。ただし、定員になり次第締め切る。

7 受講申込書の提出先

鳥取県内の各警察署

8 受講申込書の提出部数等

- (1) 受講申込書は正副2通とし、写真(受講申込前6月以内に撮影した無帽、正面、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさのもの)をその所定欄にはり付けること。
- (2) 受講申込書には、次の書面2通を添付すること。
 - ア 5(1)に該当する者にあつては、警備業務に従事した期間を証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書
 - イ 5(2)に該当する者にあつては、1級の検定に係る合格証の写し
 - ウ 5(3)に該当する者にあつては、2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

9 受講手数料及び納付方法

受講手数料は、37,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申込書正本の下部欄外の余白にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

10 その他

- (1) 講習終了後に修了考査を行う。
- (2) 受講者は、印鑑及び筆記用具を持参すること。
- (3) この講習についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0111)にすること。